可される期間内に介護福祉士試験を受験した者であって、当該期間を超えて本邦に滞在しながら平成三十年度介護福祉士試験を受験し、介護福祉士の資格の取得を目指すことを目的に、この告示による特例として在留資格の変更を受けたものをいう。

三　インドネシア人看護師等　指針第三の一の2の㈠に規定するインドネシア人看護師等及び特例インドネシア人看護師候補者等をいう。

四　フィリピン人看護師等　指針第三の一の2の㈡に規定するフィリピン人看護師等及び特例フィリピン人看護師候補者等をいう。

五　特例受入れ機関　その設立している病院又は介護施設（特例ベトナム人看護師候補者及び特例ベトナム人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十九年厚生労働省告示第九十九号。以下「特例ベトナム厚生労働省告示第九十九号」という。）に定める要件に適合するものに限る。）において雇用する契約を特例ベトナム人看護師候補者又は特例ベトナム人介護福祉士候補者との間で締結した公私の機関をいう。

二　インドネシア人看護師等　経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針（平成二十年法務省告示第二百七十八号）第二の五並びに経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件（平成二十三年法務省告示第三百六十七号）第二の一及び二に規定する者をいう。

三　フィリピン人看護師等　経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針（平成二十年法務省告示第五百六号）第二の六並びに経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件（平成二十四年法務省告示第百五十九号）第二の一及び二に規定する者をいう。

四　特例受入れ機関　その設立している病院（特例ベトナム人看護師候補者の雇用管理、研修等の実施等に関する指針（平成二十九年厚生労働省告示第九十九号。以下「特例ベトナム厚生労働省告示」という。）に定める要件に適合するものに限る。）において雇用する契約を特例ベトナム人看護師候補者との間で締結した公私の機関をいう。

六　特例雇用受入れ施設　五において、特例ベトナム人看護師候補者又は特例ベトナム人介護福祉士候補者が、特例受入れ機関との雇用契約に基づき就労する病院又は介護施設をいう。

第三　特例の対象となる者

この告示による特例の対象となる者は、次のいずれにも該当するものとする。

一　特例ベトナム厚生労働省告示第二の一の1の(2)及び(3)又は同告示第二の二の1の(2)及び(3)に定める要件に適合するとして同告示第四の一又は二の規定により、厚生労働省から、特例ベトナム人看護師候補者又は特例ベトナム人介護福祉士候補者を受け入れようとする機関へ通知された者であること。

二　［略］

第四　特例受入れ機関に関する事項

特例受入れ機関は、次のいずれにも該当するものとする。

一　過去三年間にベトナム人看護師等、インドネシア人看護師等、フィリピン人看護師等、特例ベトナム人看護師候補者及び特例ベトナム人介護福祉士候補者の受入れ並びに外国人の就労に係る不正行為を行ったことがないこと。

二　特例ベトナム人看護師候補者又は特例ベトナム人介護福祉士候補者との雇用契約に基づいて、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を特例ベトナム人看護師候補者又は特例ベトナム人介護福祉士候補者に支払うこととしていること。

三　特例ベトナム人看護師候補者又は特例ベトナム人介護福祉士候補者用の宿泊施設を確保し、かつ、特例ベトナム人看護師候補者又は特例ベトナム人介護福祉士候補者の帰国旅費の確保等帰国担保措置を講じていること。

五　特例雇用受入れ施設　四において、特例ベトナム人看護師候補者が、特例受入れ機関との雇用契約に基づき就労する病院をいう。

第三　特例の対象となる者

この告示による特例の対象となる者は、次のいずれにも該当するものとする。

一　特例ベトナム厚生労働省告示第二の一の2及び3に定める要件に適合するとして同告示第四の規定により、厚生労働省から、特例ベトナム人看護師候補者を受け入れようとする機関へ通知された者であること。

二　［同上］

第四　特例受入れ機関に関する事項

特例受入れ機関は、次のいずれにも該当するものとする。

一　過去三年間にベトナム人看護師等、インドネシア人看護師等、フィリピン人看護師等及び特例ベトナム人看護師候補者の受入れ並びに外国人の就労に係る不正行為を行ったことがないこと。

二　特例ベトナム人看護師候補者との雇用契約に基づいて、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を特例ベトナム人看護師候補者に支払うこととしていること。

三　特例ベトナム人看護師候補者用の宿泊施設を確保し、かつ、特例ベトナム人看護師候補者の帰国旅費の確保等帰国担保措置を講じていること。